

横浜市内 高齢者施設・介護事業所
障害児者施設・障害児者サービス実施事業所
運営法人代表者・関係施設 施設長（管理者）様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長
高齢施設課長
障害施策推進課長
こども青少年局障害児福祉保健課長

新型コロナウイルス感染症の抗原検査キットの配付について（通知）

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

このたび、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受け、施設・事業所等の職員の方々がセルフチェックとして迅速な検査が実施できるよう、抗原検査キットを配付いたします。

つきましては、職員・利用者に感染の疑いのある症状が出た場合や、濃厚接触者となった職員の待機期間短縮等のためにお使いください。

また、必要に応じて職員の出勤や利用者のサービス内容の調整等の対応をお願いいたします。

1 送付物

次の①か②のいずれかの抗原検査キット

- ① 富士フイルムメディカル株式会社 富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19Ag
- ② アボット ダイアグノスティクス メディカル株式会社 Panbio™ COVID-19 Antigen

【注意事項】

- ・ 保管方法：室温（2～30℃）直射日光のあたらない場所で保管してください。
- ・ 冷蔵で保管されている場合は、15～30℃にしてから使用してください。
- ・ 検査キットには、使用期限があります。（アルミの袋または小箱に印字）
※ テストカートリッジと抽出液の使用期限が異なる場合があります。

2 対象事業所

横浜市内事業所（入所・居住系施設：30セット、通所・訪問系事業所：5セット）

※ ひとつの事業所で複数の事業を実施している場合、それぞれの事業に対して抗原検査キットが配送されます。

3 使用について

医療従事者の常駐しない施設等において医療従事者の管理下で実施することが困難な場合には、検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で行う必要があります。該当する場合は、以下の研修資料をご確認のうえ、適切にキットを使用してください。また、使用期限が過ぎたものは使用しないでください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html（厚労省 HP）

〈担当〉 高齢者介護保険事業所(居宅・地域密着型サービス)	介護事業指導課	TEL	671-2356
高齢者介護保険施設(施設サービス)	高齢施設課	TEL	671-3923
障害者施設・障害福祉サービス等実施事業所	障害施策推進課	TEL	671-3603
障害児施設・障害児通所支援等実施事業所	障害児福祉保健課	TEL	671-4274

【参考】濃厚接触者の待機期間の見直しについて

(令和4年7月22日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の事務連絡から抜粋)

●同一世帯内で感染症が発生した場合

- ・陽性者と生活を共にする家族や同居者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、**5日間（6日目解除）**とする（※1）が、**2日目及び3日目**の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、**3日目**から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

- ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（なお、自己採取する場合は鼻腔検体を推奨している）。また、事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負担を強いることのないよう配慮すること。

※3 受診等を目的としたものは除く。

●高齢者・障害児者施設等（ハイリスク施設）で感染者が発生した場合

- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から**5日間（6日目解除）**とするが、**2日目及び3日目**の抗原定性検査キットを用いた検査（上記※2参照）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（上記※3参照）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。